

## 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合

症状が以下のいずれかに該当する場合、新型コロナウイルス感染症の疑いがあります。  
いずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

- (ア) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- (イ) 重症化しやすい者(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある者など
- (ウ) 上記以外で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
(症状が4日間以上続く場合は、必ず「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合には、すぐに相談。解熱剤を飲み続けなければならない者も同様)

帰国者・接触者相談センターに連絡  
連絡先は、次ページを参照してください。

センターが感染の疑いが**ある**と判断したら。

センターが感染の疑いが**ない**と判断されても。

学校(055-926-5801)に連絡  
covid-19@numazu-ct.ac.jp

指定の医療機関を受診

かかりつけの医療機関電話相談

受診結果を学校(055-926-5801)  
covid-19@numazu-ct.ac.jp に連絡してください。

## 静岡県内の「帰国者・接触者相談センター」連絡先

※静岡県以外の学生は、各都道府県の「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

名称	平日8時30分～17時15分	左記以外(土曜,日曜,祝日を含む)
賀茂保健所 熱海保健所 東部保健所 御殿場保健所 富士保健所 中部保健所 西部保健所	《電話》 050-5371-0561 050-5371-0562 《FAX》 054-281-7702	《電話》 050-5371-0561 《FAX》 054-281-7702
静岡市保健所	新型コロナなんでも相談ダイヤル 《電話》0570-08-0567 (毎日9時00分～20時00分)	《電話》 054-249-2221
浜松市保健所	《電話》0120-368-567	

上記(ア)から(ウ)に当てはまらない者が、「帰国者・接触者相談センター」に電話すると電話が混み合い、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方を適切かつ迅速に「帰国者・接触者外来」へつなげることが困難になる場合があります。

上述の(ア)から(ウ)に当てはまらないが、症状や感染について心配な場合は、下記の静岡県庁の相談ダイヤルか厚生労働省の相談窓口へ電話してください。

### 静岡県庁の相談ダイヤル

TEL: 054-221-8560、054-221-3296(2回線とも平日8時30分～17時15分)

FAX: 054-251-7188(平日8時30分～17時15分)

※静岡県以外の学生は、各都道府県のホームページを確認してください。

### 厚生労働省の相談窓口

TEL: 0120-565653(フリーダイヤル、平日・土日・祝日9時00分～21時00分)

静岡県公式ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/new-cov.html>